

白岡市都市計画税制審議会会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、白岡市都市計画税制審議会条例（昭和52年白岡町条例第13号）第7条の規定に基づき、当審議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は、原則として公開するものとする。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、10人とする。ただし、会長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(傍聴の手續及び会議傍聴券)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、会議当日、所定の場所で自己の住所及び氏名を様式第1号の傍聴人受付簿に記入し、様式第2号の会議傍聴券の交付を受けなければならない。

2 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、会議傍聴券を提示しなければならない。

3 会議傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

(傍聴することができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器、刃物、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- (3) 鉢巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、第7条ただし書の規定により、撮影又は録音することにつき会長の許可を得た者を除く。

- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

- 2 会長は、必要と認めたときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。
- 3 会長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。
- 4 児童及び乳幼児は、傍聴することができない。ただし、会長の許可を得たときは、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴するときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等の示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 資料、文書等を配布しないこと。
- (7) 携帯電話の電源を切ること。
- (8) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りで

ない。

（係員の指示）

第 8 条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

（違反に対する措置）

第 9 条 傍聴人がこの要領に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

（その他）

第 10 条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 29 年 8 月 18 日から施行する。